

江田島市告示第25号

江田島市予防接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

平成28年3月28日

江田島市長 田中達美

江田島市予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく予防接種のうち、法第2条第2項に規定するA類疾病又は法第2条第3項に規定するB類疾病の予防接種をやむを得ない理由により県外の医療機関、施設等（以下「医療機関等」という。）で受ける場合において、接種機会の確保及び経済的負担の軽減を目的として、償還払により接種費用を助成することについて定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱における助成対象者は、接種日において本市に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 母親の里帰り出産等の理由により、県外に事実上居住している者
- (2) 父親又は母親が離婚調停中等の理由により、県外に事実上居住している者
- (3) 医療機関等への入院等の理由により、県外に事実上居住している者
- (4) その他市長が認める者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる額とする。この場合において、当該額が接種日の属する年度において本市が医療機関等に委託した委託契約単価の額を上回るときは、当該単価を助成金の額とする。

- (1) A類疾病 実際に要した費用の額

(2) B類疾病 実際に要した費用の額から本市の定める一部負担額を減じた額

(事前の申出等)

第4条 医療機関等で予防接種を受けようとする者（A類疾病の対象者にあつては保護者，B類疾病の対象者で後見人又はこれに準ずるもの（以下「後見人等」という。）がいる者にあつては当該後見人等を含む。以下「申請者」と総称する。）は，あらかじめ予防接種実施申出書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は，前項の規定による申請があつた場合は，その内容を審査し，適当と認めるときは，予防接種実施依頼書（様式第2号）を医療機関等に交付するものとする。

(支給の申請)

第5条 申請者は，定期予防接種（A類疾病）費用助成金支給申請書（様式第3号）又は定期予防接種（B類疾病）費用助成金支給申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。

(1) 予防接種券

(2) 接種した医療機関等が発行した領収書の写し

(3) 予診票（接種した年月日，医師名及び実施場所の記載があるもの）の原本，母子健康手帳（接種済の表示のあるもの）の写し又は予防接種済証の写し

(4) 生活保護受給証明書の写し（生活保護世帯の者でB類疾病の予防接種を受ける者に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

(申請期限)

第6条 前条の申請書の提出期限は，予防接種を受けた日から6月以内とする。

(支給の決定等)

第7条 市長は，第5条の申請書の提出があつた場合は，これを審

査し，助成金を支給することを決定したときは予防接種費用助成金支給決定通知書（様式第5号）により，助成金を支給しないことを決定したときは予防接種費用助成金不支給決定通知書（様式第6号）により，速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による助成の決定を受けた者は，当該決定の日から1月以内に予防接種費用助成金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の請求書の提出があったときは，30日以内に当該請求に係る助成金を支払うものとする。

3 助成金の支払方法は，原則として口座振込によるものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は，申請者が偽りその他の不正な行為により助成金を受けた場合は，当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（臨時の予防接種）

第10条 法第6条に規定する臨時の予防接種を実施した際に実費を負担した者に対して行う助成については，第2条から前条までの規定を準用する。

附 則

この告示は，平成28年4月1日から施行する。